

件名：テレビ会議ネットワークサービス提供業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

# テレビ会議ネットワークサービス提供業務仕様書

## I 目的

I T技術を活用することにより、本省及び地方出先機関との会議の頻度を高め、現場の実態と本省との意識のずれを早期発見し、地方出先機関と本省幹部職員との問題意識の共有化を図ることを目的とし標記サービスを導入するものである。

## II 業務実施場所

農林水産省本省及び各地方農政局等

## III 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

ただし、平成24年4月1日から使用可能な状態となるよう設置・工事等を請負業者の負担により実施すること。

## IV 業務内容

省内での地方農政局長会議等において、テレビ会議システムを実施するため、必要とするサービスを整備する。

当該システムの必要なサービス及び要求を満たすために必要な回線等サービスの提供、関連システムとの連携、保守、運用及び教育支援を業務内容とする。

本サービスにおいては、当省の所有するテレビ会議システム用機器（本省：PCS-G50、地方農政局等：PCS-TL33及びPCS-XG55（全てSONY製））と連携させ、会議を実施でき、かつ、セキュアな環境を提供するものとし、昨今の技術動向を考慮して、当省の業務上最適な構成によるサービスを提供すること。

なお、各々の詳細は次のとおりとする。

### 1 テレビ会議専用ネットワーク機能要件

- (1) テレビ会議専用のネットワークサービスを提供すること。
- (2) インターネットではなく、I Pプロトコルでの通信が可能な閉域網であること。
- (3) 安定性、かつ、セキュリティに優れているネットワークであること。
- (4) テレビ会議専用ネットワーク内ではテレビ会議に必要な帯域1.2Mbps以上の帯域を確保すること。
- (5) テレビ会議専用ネットワークへのアクセス回線は光回線サービスを提供することとし、最大通信速度は100Mbpsとすること。

また、光回線サービスが提供できない場合は、同等以上のパフォーマンスを有し、その地域で期待できる最も優れた品目を提供すること。

- (6) 各拠点の別紙の場所へのルータ（ポート数が4以上のもの。HUBの設置により

ポート数が4以上になる場合を含む。)の設置までを、テレビ会議専用ネットワークサービスの提供範囲とすること(当省の所有するテレビ会議システム機器の設定を含む。)

## 2 多地点接続装置(MCU)

- (1) テレビ会議専用ネットワークの提供に含んだサービスとして提供すること。
- (2) 24時間365日の利用可能であること。
- (3) 11拠点以上の同時接続が可能であること。
- (4) 1画面表示から16分割画面表示までの、画面分割表示が可能であること。  
また、1+5画面、1+12画面のように、1拠点は大きく表示される画面分割が対応可能であること。
- (5) 大画面表示と小画面表示が混在する画面分割の際には、音声切替により自動的に大画面表示が発言した拠点に切り替わること。
- (6) 有効画素数がCIF、4CIF、SIF、4SIFに対応していること。
- (7) 画像符号化方式は、H.261、H.263、H.263+、H.263++、H.264の機能を備えていること。
- (8) 音声符号化方式は、G.711、G.722、G.723.1、G.728、G.729、MPEG-4 AACの機能を備えていること。
- (9) 当省の所有するテレビ会議システム用機器(本省：PCS-G50、地方農政局等：PCS-TL33及びPCS-XG55(全てSONY製))が使用できること。
- (10) WebベースのMCUコントロール機能を提供すること。  
なお、コントロール機能としてMCUから各拠点へのダイヤルアウト機能、各拠点のミュート機能を提供すること。
- (11) 接続拠点のIPアドレス、接続開始時間、接続終了時間等が記載されたMCUログデータを、月単位で提供できること。

## 3 サービスの拡張性

- (1) 拠点の追加や別途オプションサービスの追加が柔軟に対応できること。
- (2) オプションサービスでは、他拠点のISDN端末との接続が可能であること。

## 4 運用保守

- (1) 本システムに係る保守は、受付時間を平日8:00~19:00、土日祝(年末年始も含む)9:00~17:00とすること。オンサイトの対応時間は平日9:00~17:00とすること。
- (2) 運用・保守に関しては、カスタマエンジニア、システムエンジニアを含む十分な体制を確保すること。また、責任者を定め、責任体制を明確にすること。
- (3) 接続や操作方法についての不明点や障害について電話で受付対応すること。
- (4) 本システムの利用に係る障害全般に対する対応窓口を設置すること。障害の種類、原因調査、復旧作業の切り分け、内容の報告、他の関連請負業者との協議等を速やかに実行できる体制を確保すること。
- (5) 障害時の1次切り分け(センター設備、アクセス回線、ルータ、端末)を行うこ

と。

- (6) 障害復旧等の完了後は、作業内容（原因及び対応等）を記載した報告書を提出すること。

## 5 接続試験等

当省が指示するU T Pケーブルをルータ（又はH U B）に接続し、既存のテレビ会議システム用機器が、正常に動作し、テレビ会議を実施できることを確認するための試験を実施すること。

なお、試験項目について提案を行い、農林水産本省大臣官房地方課担当職員（以下、当省担当職員という。）と協議の上決定すること。

## 6 教育支援及びマニュアルの作成

- (1) 管理者用マニュアルを作成し納入すること。

なお、本システムの運用方法について、マニュアルを基に、当省担当職員を対象に教育を実施すること。

- (2) 管理者用マニュアルには、M C Uコントロール機能利用に関する記述を記載し、サポート体制の連絡先を明記すること。

## V 前提条件

- 1 本業務は請負業者が責任をもって行い、基本的に再請負は行わないこと。なお、本業務の一部を外部委託する場合は、担当者と協議承認を得ること。その際、本業務において請負業者が負うべき業務は、その委託先にも遵守させること。
- 2 本業務を行うに当たって情報管理責任者を明確に定め、責任者の所属、氏名等を記載した管理体制を書面にて当省担当職員に提出すること。  
なお、情報管理責任者と個人情報取扱責任者が同一の場合には、その旨を記載すること。
- 3 本業務に係わる全ての作業者の所属、氏名、有する資格を契約後作業開始前に届けること。
- 4 庁舎内で稼働している他システムの運用を停止させることなく作業を行うこと。ただし、やむを得ず一時的に停止せざるを得ない場合は、当省担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 5 本システムを導入するために、既存のL A Nシステム環境に影響を与えないこと。  
また、設定変更等が必要な場合は、事前に十分な打ち合わせを実施した上で行うこと。
- 6 機器の設置作業ならびに試験を実施する場合には、必ず当省担当職員の指示の下実施すること。
- 7 次に示す調整作業、動作確認作業については、請負業者が当省担当職員の指示の下実施するものとする。
  - (1) 現有資産の稼働環境の調整とその正常動作の確認を行うこと。
  - (2) 本仕様を満たすための当然必要となる調整作業一切を行うこと。

- なお、当該調達に必要な調整作業等に費用が発生する場合はこれを請負業者が負担すること。
- 8 環境設定、障害対応等においては既存LANシステム保守業者等と連携を行い適切な対応をすること。
- また、設定に必要な打ち合わせは、当省の許可を得た上で実施すること。連絡先については、受注後に通知する。
- 9 本業務において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、当省担当職員に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。
- なお、事案の発生後は事態の收拾及び拡大防止の措置を迅速、かつ適切に行うこと。
- また、請負業者以外の作業も含め、対処に係る費用は全て請負業者が負担すること。
- 10 請負業者環境にサポート業務に必要な情報以外を保持することのないよう、不用になった情報は適宜、当省に返却を行うこと。
- 11 本サービス提供の終了に当たって、撤去するものがあれば、撤去費用は請負業者が負担すること。

## VI 個人情報の取扱いに関する事項

- 1 個人情報の取扱いに係る事項について当省と協議の上決定し、書面にて提出すること。
- なお、以下の事項を記載すること。
- (1) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
- (2) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- 2 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。
- なお、請負業者はその旨を証明する書類を提出し、当省の了承を得た上で実施すること。
- 3 個人情報を複製する際には、事前に当省担当職員の許可を得ること。
- なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。
- また、請負業者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、その保証をすること。
- 4 一個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

## VII 応札者の条件

財団法人日本情報処理開発協会のISMS認証基準（Ver2.0）によるISMS認証取得事業者又は、財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかに適合し、国際標準機構のIS09001（認定範囲「33情報技術」、登録範囲「情報通信システム」に係る内容）を取得している組織であり、上記に順ずる設計・施工・保守が行

えること。

## VIII 保証

- 1 次の事項について、引き渡し後、履行期間において円滑かつ誠実に実施可能な体制を有するものとする。
  - (1) 本業務で用いたソフトウェア（カスタマイズがある場合はその部分も含む）の動作保証を行うこと。
  - (2) 上記ソフトウェアに係る不具合対応、各機器との接続調整等の修復・調整、相談対応及び運用管理を行うこと。  
なお、異常等が生じた場合には、請負業者の負担でその補修等の作業を行うこと。
- 2 全ての納入物件については、過去において出荷・稼動実績を有し、十分に高い信頼性を持っていること。

## IX セキュリティに関する事項

- 1 業務遂行に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」及び「情報セキュリティに係る遵守事項」（別紙）について遵守すること。
- 2 本業務の受注により知り得た全ての事実については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、当省の指示に従うこと。
- 3 本業務に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結していること。
- 4 ソフトウェアについては、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策を行うこと。

## X 納入後のサポート

- 1 履行期間においては、本業務で用いたソフトウェアの動作保証を行い、異常等が生じた場合には、請負業者の負担でその補修等の作業を行うこと。
- 2 履行期間においては、当省担当職員からの本業務に関連する技術的な問い合わせについて速やかに回答できる体制を確保し、迅速な対応を行うこと。

## XI 納品物件

納品物としては、以下の物品を各々の期限までに納品すること。

- 1 基本設計書 1部 (平成24年4月1日)
  - 2 従事者名簿及び体制図 1部 (平成24年4月1日)
  - 3 納品物一覧 1部 (平成24年4月1日)
  - 4 管理者用マニュアル 1部 (平成24年4月1日)
  - 5 上記1から4を収録した電子媒体 1式 (平成24年4月1日)
- なお、納品物については、内容について当省担当職員と協議の後、了承を得たもの

をファイリングし、納品すること。

## XII 著作権等

- 1 本調達において、開発したソフトウェア、開発資料の著作権及び二次的著作物の著作権は、当省に帰属するものとする。
- 2 本仕様で定めるソフトウェアの製造に関し、第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承認契約に係る一切の手続きは、全て請負業者の責任において処理するものとする。

## XIII その他

詳細な事項及び本仕様書に含めない事項については、当省担当職員と協議の上決定すること。

## XIV 疑義等の照会

本仕様書について疑義等のある場合は、質問書（様式任意）を作成し提出すること。  
なお、質問書に対する回答は適宜行う。